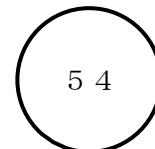


令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立太宰府高等学校
課程又は 教育部門	全日制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安全・安心な学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行なわれなくなるようにすることを旨として行なう。

本校では、教育目標に「志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい幸高生の育成を図る」を掲げ、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策として、いじめが『いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である』ことについて、生徒が十分に理解できるよう指導を行なう。

学校及び教員の責務として、生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を迅速に克服することを目標とする。

基本方針が機能しているか、毎月開催の「いじめ問題対策委員会」及び「特別支援・中退防止委員会」、「各学年会」、毎週開催の「各学年会」、必要に応じて緊急に開催する「いじめ問題対策実務部会」等において、毎学期、点検・改善を繰り返す。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

以下の取組を組織的・継続的に行うこととする。

- (1) 生徒が周囲の友人や教員と信頼できる関係の中で安全・安心に学校生活を送ることができるよう心理的安全性を確保し、自尊感情等の非認知的能力の育成を図る。また、人権教育の充実、実践的な体験活動の推進により、豊かな情操を培い互いの人格を尊重する態度を養う。
- (2) 教師自身も生徒とのよりよい信頼関係を構築するために、日常から教育相談月間や二者面談などを活用しながら生徒に寄り添う態度を大切にする。
- (3) 保護者及び関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行なう生徒会活動や学校行事、部活動等に対する支援を行なう。
- (4) 未然防止の取組の着実な成果を上げるために、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、月に一

度のアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行なうのかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

- (5) いじめ未然防止のため、年に複数回、各専門機関や教育委員会と連携しいじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、日頃から全職員が組織的・継続的な対応が行なえるように共通認識を図る。
- (6) 特に配慮が必要な生徒については、職員間で情報共有を行い、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) 心理や福祉の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図るための校内研修を実施する。
- (8) 部活動顧問等は、部活動が教育環境の一環であることを念頭において、部室の管理も含めた生徒への指導に取組みいじめのない環境で部活動を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけあいを装って行なわれたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し早期発見に取り組む。
- イ いじめの「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ウ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 毎月実施するアンケート調査（記名式・無記名式）や定期的な「いじめ問題対策委員会」の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- イ 保護者用の「家庭用チェックリスト」を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ウ 生徒の些細な変化に気付くために、出席確認時の生徒の観察、学級日誌の活用、保健日誌の活用、休み時間や放課後の雑談など、今まで、当たり前のこと、何気なく行ってきたことを意識的、積極的に行なう。
- エ 特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちその際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ問題対策委員会」に直ちに情報を共有する。同時に、いじめの疑いがあると把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。その後は、該当組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行なう。

部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様に速やかに対応する。また、部活動指導員、非常勤講師等においても本対応について周知することを徹底する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行なう。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行なっていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行なうなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人達）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒に対し懲戒による指導により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行なう。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行なえるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行なう。

いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である事を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行なっていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第

11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行なうのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行なう。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案し、「いじめ問題対策委員会」での会議により校長が判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該

いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の処置を行なう。

- ア 重大事態が発生した旨を、管理職が福岡県教育委員会に速やかに報告し、福岡県教育委員会を通して福岡県知事に報告する。
- イ 福岡県教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織（いじめ問題対策委員会）を設置する。
- ウ いじめ対策検討委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（2）調査結果の提供及び報告

上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。また、管理職が福岡県教育委員会に速やかに上記内容及び今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を報告し、福岡県教育委員会を通して福岡県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 いじめ問題対策委員会

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報を共有するため、担任会議を週1回開催するとともに、校務運営委員会において対応を協議する。また、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行なうため「いじめ問題対策委員会」を設置する。

- ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役

割を担う。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校がいじめの発見・通報を受け、かつ、その事象が生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、それを重大事態と見なし、速やかに「いじめ問題対策委員会」を招集し、加えて専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー等との連携の下、事態の解決にあたる。

ア 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。また、「いじめ問題対策委員会」「各学年会議」「特別支援・中退防止委員会」「いじめ問題対策実務部会」において、下記のいじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを毎学期点検し、その結果を指導の改善に活かすようにする。

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる
- ②早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ③定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- ④校内研修の実施